



編集・発行 ●福岡市消費生活センター 〒810-0073福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号(あいれふ7階)
TEL 092-712-2929 FAX 092-712-2765 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「相談・消費生活」をクリック!



福岡市消費生活センター啓発キャラクター
これっ麒麟先生

架空請求ハガキの相談 急増中!

国民生活センターのような名称をかたり「未納料がある」「訴訟提起された」などの文言で、消費者の不安をあおって金銭を騙し取ろうとする架空請求ハガキの相談が急増しています。

事例

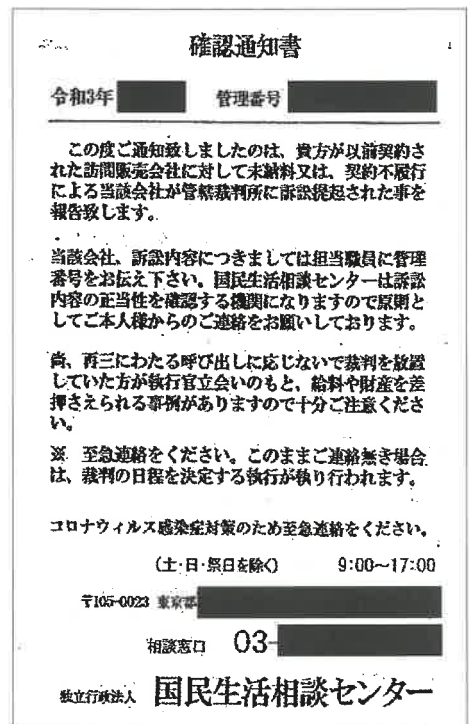
「国民生活相談センター」などといった、国の相談窓口のようなところから、訪問販売で未納料または、債務不履行により訴訟提訴されたと記載されたハガキが届いた。店名、商品名、金額などの記載もない。

詳しくは、記載の電話番号に本人から連絡するように、とあるが心当たりがない。

架空請求ハガキの特徴

- 公的機関であるかのような名称を使用
- 「訴訟」などの脅し文句で消費者を焦らせる
- 「至急連絡」など時間的余裕を与えない
- 本人から連絡させようとする

<実際に届いたハガキ>



対処法



絶対に連絡しない

連絡すると消費者にお金を支払わせようとしていたり、消費者から個人情報を得ようとしていたりするので、このようなハガキが届いても**無視してください。**



不安を感じたらすぐ相談

身に覚えのない請求などで、不安を感じたときは記載されている連絡先には電話をせず、すぐに**消費生活センターまでご相談ください。**

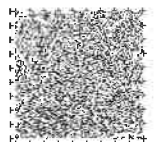
裁判の通知がハガキで届くことはありません

裁判所からの正式な訴状は、裁判所の名前入りの封書で、郵便局員が直接本人に手渡すのが原則です。

※困ったときは、ひとりで悩まず、まず相談!

福岡市消費生活センター 092-781-0999

消費者ホットライン 188 (局番なしの3桁)



ジャンプ式折りたたみ傘の事故に注意! ～顔や身体に衝突し重篤なけがをすることも～

ジャンプ式折りたたみ傘には強力なばねが入っています。収納中に手を放したり、誤って開閉ボタンを押すと思いがけず手元（傘を差す際に手で握る部分）が飛び出し、けがをすることがあります。

事故の事例と対策

事例1 眼球を直撃し視力が低下

ジャンプ式折りたたみ傘の手元を押し込んだところ、完全に押し込んでいなかったらしく、手を離れた途端、勢いよく手元が飛び出し眼球を直撃。水晶体を支える目の繊維が切断され、視力が低下した。

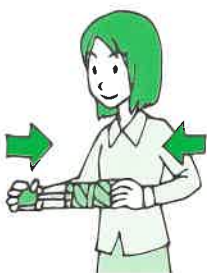
事例2 口元に直撃し負傷

中棒を収納しようとしたときに跳ね返ってきた手元が前歯と唇に当たり、前歯が1本折れ唇を2針縫うけがをした。購入時に取扱い方法のタグがついていたが詳しく読まなかった。



取扱説明書や注意表示をよく読みましょう！

収納する際は、横方向に傘を持ち、手元を力チッと音がするまで押し縮め、顔や体に当たらないように十分に気を付けましょう。



【危険な収納方法の例】※絶対に真似しないでください



縦方向に持って手元を収納



身体や物に押し当てて収納

事故防止のために

- ◆ジャンプ式折りたたみ傘は、手元のボタンを押すと強い勢いで取っ手が飛び出します。開く時や閉じる時は**人に向けず、顔から離して操作しましょう。**
- ◆購入の際は、手元を収納中に手を放しても、手元が飛び出さずに止まる「飛び出し防止機能」が備わった商品を選択することも有効です。

消費生活センター相談コーナーのご案内

相談無料 秘密厳守

相談専用電話 092-781-0999 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

受付時間 月曜日～金曜日（祝休日・年末年始は除く）9時から17時

※来所相談は予約制 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
来所相談を極力お控えいただき、電話相談をご利用ください

第2・4土曜日（祝日は除く）10時から16時（電話相談のみ）

インターネット消費生活相談

福岡市消費生活

検索

※ 相談は、福岡市内に在住の個人の消費者の方に限ります。

